

秋田市要保護高齢者等シェルター事業実施要綱

〔平成29年3月30日
市長決裁〕

(目的)

第1条 要保護高齢者等シェルター事業（以下「事業」という。）は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第9条第2項の措置を講じることができない高齢者のうち、虐待等により緊急に保護が必要と判断された者に対し、特別養護老人ホーム等において一時的に保護することで、これら高齢者およびその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、秋田市とする。ただし、利用者、負担金および利用期間の決定を除く事業の一部を養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人等へ委託することができるものとする。

(利用対象者)

第3条 この事業の利用対象者は、おおむね65歳以上の者であり、かつ次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。ただし、秋田市長（以下「市長」という。）が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 秋田市に住所を有し、現に居住している者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態又は同条第2項に規定する要支援状態のいずれにも該当しない者
- (3) 虐待、放置等により在宅生活が困難と認められ、緊急に施設入所による保護が必要とされた者

(実施施設)

第4条 この事業の実施施設は、養護老人ホーム、又は指定短期入所生活介護事業所および指定介護予防短期入所生活介護事業所であって専用床を有する特別養護老人ホームとする。

(利用期間)

第5条 利用期間は、利用対象者が実施施設に入所した日の属する年度内において、14日以内とする。

(利用申請)

第6条 この事業を利用しようとする者は、在宅サービス申請書（以下「申請書」という。）により、市長に対し、医師の意見書を添付の上、利用の申請を行わなければならない。

- 2 この事業の利用が緊急を要すると市長が認めた場合にあっては、前項に定める申請は入所後でも差し支えないものとする。なおこの場合において、申請書の提出は、できる限り速やかに行わなければならない。
- 3 第1項に基づく利用申請は、地域包括支援センターおよび在宅介護支援センター（以下「地域包括支援センター等」という。）を経由して申請することができるものとする。
- 4 第1項に定める意見書は、作成の日から1年以内のものとする。

(利用の決定)

第7条 市長は、利用の決定について、前条の申請があった日から2週間以内に行うものとする。

- 2 市長は、前項の決定に当たり、この事業の利用を申請した者およびその者の属する世帯の状況等の調査ならびに施設の調整を地域包括支援センター等へ依頼するものとし、依頼を受けた地域包括支援センター等による調査結果等を考慮して、判断するものとする。
- 3 市長は、第3条の規定に関わらず、次に掲げる者の利用を認めないことができる。
 - (1) 感染性疾患があると認められるなど、他の実施施設利用者の利用の妨げとなる者
 - (2) 前号に掲げる者以外のもので、事業を利用することが不適当であると認められる者
- 4 市長は、利用の決定をしたときは、要保護高齢者等シェルター事業利用決定通知書（様式第1号）および要保護高齢者等シェルター事業実施決定通知書（様式第2号）により、当該利用を申請した者、実施施設お

より地域包括支援センター等に対してその決定の内容を通知するものとする。

(利用の変更)

第8条 利用者は、この事業の利用期間中に途中退所又は利用延長の必要が生じたときは、利用の変更申請をすることができる。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、できる限り速やかに利用の変更決定を行い、様式第1号および要保護高齢者等シェルター事業実施変更通知書（様式第3号）により、当該利用変更を申請した者、実施施設および地域包括支援センター等に対して通知するものとする。

3 第1項および前項に定める申請の取扱については、第6条および前条の例によるものとする。ただし、医師の意見書の添付は必要ないものとする。

(利用の却下)

第9条 市長は、利用決定時に、利用申請を行った者が第3条に規定する要件に該当しない、又は第7条第3項の要件に該当すると判断したときは、利用を却下する旨の決定を要保護高齢者等シェルター事業利用審査結果通知書（様式第4号）および要保護高齢者等シェルター事業実施審査結果通知書（様式第5号）により、利用者および地域包括支援センター等に対して通知するものとする。

(利用の廃止)

第10条 実施施設は、事業の利用期間中において、次に掲げる事由により利用の必要がなくなった場合又は事業を利用させることが適切でないと認められる場合は、地域包括支援センター等を経由して市長に報告するものとする。

- (1) 第3条に定める利用資格を満たさなくなったとき。
- (2) 第7条第3項に定める要件を満たすとき。
- (3) 利用者が死亡したとき。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、その利用の廃止について、要保護高齢者等シェルター事業利用廃止通知書（様式第6号）および要保護高齢者等シェルター事業実施廃止通知書（様式第7号）により、利用者、

実施施設および地域包括支援センター等に対して通知するものとする。ただし、当該利用者に対してその通知の必要がないと認められるときは、この限りでない。

(利用者負担金)

第11条 利用者は、1日の利用につき、基準単価4,790円の1割（以下「利用料」という。）、1日分の食事の提供に要する費用（以下「食材料費」という。）および利用する部屋代（以下「部屋代」という。）とを負担するものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による被支援世帯については利用料を課さないものとし、秋田市が実施施設の長に対し支払うものとする。

2 利用料、食材料費および部屋代は、利用者が実施施設の長へ支払うものとする。

(報告)

第12条 実施施設は、当該月に係る業務の実施状況について、別に定める様式により、市長に対し報告するものとする。ただし、翌月に及ぶ利用については、月ごとに分けて報告するものとする。

(遵守事項)

第13条 実施施設および秋田市は、次に掲げる事項についてこれを遵守し、事業の適正実施に努めるものとする。

- (1) 実施施設は、事業委託によって知り得た利用者およびその世帯についてのことがらを他に漏らしてはならない。事業に係る契約が消滅した後も同様とする。
- (2) 実施施設は、事業に係る帳票類を適正に管理するとともに、事業に係る経理について、他の事業に係る経理と明確に区分して行うものとする。
- (3) 実施施設は保健所との協議に基づき、食品衛生管理について、十分配慮するものとする。
- (4) 秋田市は、事業について広報等により周知を図るものとする。

- (5) 秋田市は、事業の対象者と密接な関わりを持つ他の在宅福祉事業との連携を密にするとともに、地域包括支援センター等および地域包括ケア会議の活用を図るものとする。
 - (6) 秋田市は、利用の決定に係る調書および事業に必要な帳簿の整備を適切に行うものとする。
 - (7) 秋田市は、委託法人等が行う事業に係る業務内容に関し、必要があると認めるときは報告を求め、調査するものとする。
- 2 利用者は、事業の実施に当たっては、次に掲げる事項についてこれを遵守しなければならない。

- (1) 実施施設の利用に当たり他の実施施設利用者の利用の妨げとなる行動を慎むとともに当該施設職員の指示に従うこと。
- (2) 事業の利用期間が満了したときは速やかに退所すること。
(移送)

第14条 入退所時における移送は、原則として利用者が行うものとする。
(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、関係機関の協議により定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年　月　日

様

秋田市長

要保護高齢者等シェルター事業利用決定通知書

要保護高齢者等シェルター事業利用申請について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

利用者番号		フリガナ	
実施施設		氏名	
利用期間		～	
利用料		円（1日あたり）	

※ 利用料の他に食事代、部屋代がかかります。

※ この通知は、利用時に施設係員にお見せください。その他、ご不明な点がありましたら、下記問合せ先までお願ひいたします。

担当課

様式第2号（第7条関係）

年　月　日

様

秋田市長

要保護高齢者等シェルター事業実施決定通知書

要保護高齢者等シェルター事業利用申請について、下記のとおり決定しましたので、
通知します。

利用者番号					
利　用　者	フリガナ 氏　名				
	性　別		生年 月日		
	住　所				
	電話 番号				
実　施　施　設					
利　用　期　間	～				
生活保護受給等 の有無					

様式第3号（第8条関係）

年　月　日

御中

秋田市長

要保護高齢者等シェルター事業実施変更通知書

つぎの者に対する要保護高齢者等シェルター事業の実施について、下記のとおり変更するので通知します。

利用者番号						
利 用 者	フリガナ					
	氏 名					
	性 別		生年月日	年 月 日	年 齡	歳
	住 所					
電話番号						
変 更 後 の 内 容						
実 施 施 設						
変 更 期 間						

様式第4号（第9条関係）

年　　月　　日

様

秋田市長

要保護高齢者等シェルター事業利用審査結果通知書

年　　月　　日付けの要保護高齢者等シェルター事業利用申請について、
下記の理由により対象となりませんので通知します。

利用申請者	フリガナ 氏　　名
理　　由	

※　この通知に関する問合せは、下記問合せ先までお願ひいたします。

担当課

様式第5号（第9条関係）

年　月　日

様

秋田市長

要保護高齢者等シェルター事業実施審査結果通知書

年　月　日付けの要保護高齢者等シェルター事業利用申請について、
下記の理由により対象となりませんので通知します。

利 用 申 請 者	フリガナ			
	氏 名			
	性 別		生年月日	
住 所				
理 由				

様式第6号（第10条関係）

年　月　日

様

秋田市長

要保護高齢者等シェルター事業利用廃止通知書

つぎの者について、下記のとおり要保護高齢者等シェルター事業の利用廃止を決定したので通知します。

利用者番号		フリガナ 氏名	
実施施設			
廃止年月日			
廃止理由			

※ この通知に関する問合せは、下記問合せ先までお願ひいたします。

担当課

様式第7号（第10条関係）

年　月　日

様

秋田市長

要保護高齢者等シェルター事業実施廃止通知書

つぎの者について、下記のとおり要保護高齢者等シェルター事業の利用廃止を決定したので通知します。

利用者番号					
利　用　者	フリガナ 氏　名				
	性　別		生年月日		
	住　所				
実　施　施　設					
廃　止　年　月　日					
廃　止　理　由					